

## 公益財団法人オホーツク地域振興機構職員給与規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人オホーツク地域振興機構（以下「財団」という。）の職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、期間の定めのない雇用契約により、財団に常時勤務する職員に適用する。

2 北海道、北見市、網走市及びその他（以下「派遣元」という。）から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）について、財団とその派遣元との間の派遣に関する協定書、その他別に定めがある場合には前項の規定にかかわらずその定めによる。

3 嘱託職員又は臨時職員の給与については、理事長が別に定める。

### (給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、第7条に定める手当を除いたものとする。

### (給料月額)

第4条 給料月額は、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号、以下「道給与条例」という。）別表第1の行政職給料表及び別表第4の研究職給料表の等級及び号俸ごとに給料月額欄に定められている額とする。ただし、これにより難い特別の職員については、理事長は別に定めることができる。

2 職員の職務の等級は、その職員の職務の複雑及び責任の度合いに応じて北海道職員の例により、理事長が定める。

3 新たに職員になった者の号俸は、その職員の学歴、職歴、年齢等を考慮して、理事長が定める。

### (昇級、昇格等の基準)

第5条 昇級、昇格等の基準については、北海道職員の例による。ただし、これにより難い特別の事由があるときは、理事長は別に定めることができる。

### (給料の支給方法)

第6条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給日は毎月21日とする。ただし、支給日が勤務を要しない日、金融機関の休日に当たるときはその前日とする。ただし、これにより難い特別の事由があるときは、理事長は別に定めることができる。

### (手当)

第7条 職員に対する手当は、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 前項の手当の支給額及び支給方法は、北海道職員の例による。勤勉手当については、北海道の人事考課の定めによるものとする。ただし、これにより難い特別の事由があるときは、理事長は別に定める。

### (管理職手当)

第8条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうちその特殊性に基づき特に指定する職にある職員に対して支給する。

2 管理職手当を支給する職の指定及び支給月額は、理事長が別に定めるものとする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第9条 前条による管理職手当を支給する職員には、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、その勤務しない事につき、理事長の承認があった場合を除くほか、北海道職員の例により、その給与を減額する。

(休職者の給与)

第11条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり休暇を命ぜられたときは、その休職の期間中の給与は、北海道職員の例による。

(停職者の給与)

第12条 職員が就業規程第58条第1項第3号の停職の処分を受けたときは、その停職期間中に係る給与は支給しない。

(派遣された職員の給与の特例)

第13条 派遣職員が派遣元から給与の支給を受けたときは、当該給与に相当する部分は支給しない。

(改正手続)

第14条 この規程の改正は、理事会で決定しなければならない。

(理事長への委任)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人オホーツク地域振興機構の設立登記の日から施行する。